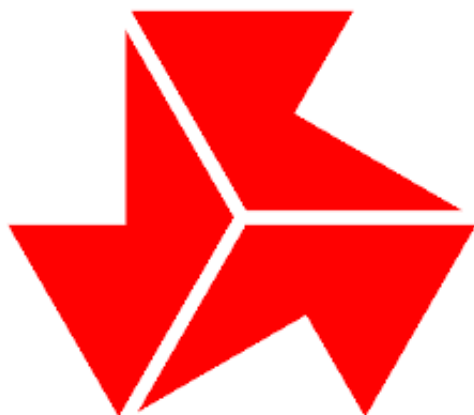


規 程 集

2021
2022



TEAM TOCHIGI ***BE BRIGHT***
TRUE AND STRONG

栃木県高等学校体育連盟

目 次

1	規約	1
・	組織運営概要	4
・	事業	6
・	会計及び予算	7
2	委員会規程	8
・	機関誌編集委員会規程	8
・	調査研究委員会規程	9
・	運動部活動普及強化委員会規程	10
・	危機管理委員会規程	12
3	大会参加規程	13
4	大会開催基準要項	14
・	本校部活動指導員の大会引率について（届出）	18
・	個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて	19
・	大会開催通知文書例	20
・	緊急時対応計画（E A P）	21
・	危機管理フローA組織図	22
・	事故防止確認シート	23
5	栃高体連主催事業に係わる保険の加入について	24
6	傷害見舞金規程	25
・	傷害等報告書・事故報告書	27
7	表彰規程	29
I	栃木県高等学校優秀選手表彰規程	29
II	栃木県高校スポーツ賞表彰規程	30
III	栃木県高校スポーツ優秀選手賞表彰規程	30
IV	栃木県高等学校体育連盟特別賞規程	31
・	優秀選手候補認定証	32
8	大会経費支出基準	33
9	旅費規程	35
10	共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程	36
・	共催・後援名義使用許可申請書様式	38
11	その他の内規	43
I	常任理事の選出について	43
II	調査研究委員の選出について	43
III	傷害見舞金審査委員の選出について	43

IV	特別賞表彰委員の選出について	44
12	公益財団法人野澤一郎育英会スポーツ振興援助規程	45
13	専門部新規加盟の条件	46
14	地域支部・定通部規約	47
	・ 南部支部規約	47
	・ 中部支部規約	47
	・ 北部支部規約	48
	・ 定通部規約	49

1 規 約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟を栃木県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は栃木県立宇都宮南高等学校内におく。

第2章 目 的

第3条 本連盟は県内における高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本連盟は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 高等学校体育・スポーツに関する諸会議、調査研究会の開催
- 2 高等学校生徒の諸スポーツ大会の開催
- 3 体育・スポーツ関係団体及び機関との連絡並びに建議
- 4 その他連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第5条 本連盟は栃木県内に所在する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の職員・生徒をもって組織する。

第6条 本連盟に次の地域支部、競技種目別専門部及び定通部並びに各種委員会をおく。その細則は別に定める。

○地域支部： 南部支部 中部支部 北部支部

○競技種目別専門部

- 1 陸上競技部 2 軟式野球部 3 バスケットボール部 4 バレーボール部
- 5 サッカー部 6 ソフトテニス部 7 卓球部 8 相撲部 9 体操部
- 10 ハンドボール部 11 水泳部 12 スキー部 13 スケート部 14 ソフトボール部
- 15 ダンス部 16 ラグビーフットボール部 17 バドミントン部 18 柔道部
- 19 弓道部 20 剣道部 21 登山部 22 ウエイトリフティング部 23 ボクシング部
- 24 レスリング部 25 自転車競技部 26 テニス部 27 フェンシング部
- 28 ホッケー部 29 空手道部 30 なぎなた部 31 アーチェリー部 32 ボート部
- 33 カヌー部 34 ライフル射撃部 35 少林寺拳法部

○定通部

○各種委員会：機関誌編集委員会・調査研究委員会・運動部活動普及強化委員会・危機管理委員会

第5章 役 職 員

第7条 本連盟に次の役職員をおく。

- | | | |
|------|-----|-------------------|
| 会 長 | 1 名 | ・評議員会の推薦による。 |
| 副会長 | 若干名 | ・評議員会の推薦による。 |
| 理事長 | 1 名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |
| 副理事長 | 若干名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |

- | | | |
|--------|-----|--|
| 常任理事 | 若干名 | ・理事の互選により会長が委嘱する。 |
| 理 事 | | ・各地域支部代表 2 名、各競技種目別専門部代表 1 名、定通部代表 2 名及び学識経験者若干名として会長が委嘱する。 |
| 監 事 | 2 名 | ・評議員会の推薦による。 |
| 評議員 | | ・加盟学校代表者 1 名 |
| 地域支部長 | | ・各地域加盟学校の校長の中から支部の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 専門部長 | | ・加盟学校の校長の中から各部専門委員の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 専門委員長 | | ・各部専門委員の推薦によって専門部長が委嘱する。 |
| 専門委員 | | ・各地域支部長より下記により推薦された者。
北部支部 4、中部支部 6、南部支部 6
なお、専門部長が適当と認めた者若干名を増やすことができる。 |
| 定通部長 | | ・定通部加盟学校の校長の中から定通部の推薦によって会長が委嘱する。 |
| 定通部委員長 | | ・定通部委員の推薦により定通部長が委嘱する。 |
| 定通部委員 | | ・定通部加盟学校毎に 1 名選出された者。 |

第 8 条 役職員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を総理し、評議員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する。
- 3 理事長、副理事長は会務の執行にあたる。
- 4 理事は会務を処理する。
- 5 地域支部長は支部を統括する。
- 6 専門部長は競技種目別専門部を統括する。
- 7 専門委員長、専門委員は競技種目別専門部の部務を司る。
- 8 定通部長は定通部を統括する。
- 9 定通部委員長、定通部委員は定通部の部務を司る。

第 9 条 役員の任期は 2 ケ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 本連盟は事務処理のための事務局をおくことができる。

事務局に関する規定は会長が別に定める。

第 11 条 本連盟に顧問及び参与をおき必要により会長の諮問に応じる。

第 6 章 会 議

第 12 条 評議員会は毎年 4 月会長がこれを召集し、行事予定、予算決算、役員改選、その他重要事項を審議決定する。ただし、必要により評議員会を開くことができる。

第 13 条 理事会は会長がこれを召集し、評議員会の議案を作成する。その他、評議員会から委任された事項を審議決定する。

第 14 条 評議員会は 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。会議の議決は多数決による。同数の場合は議長が裁決する。

第 15 条 本連盟は学校体育振興のため中学校体育連盟と連絡協調を図る。

第 7 章 会 計

第 16 条 本連盟の経費は加盟学校の会費、参加料、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあて、会費は下記のとおりである。

全日制職員・生徒一名につき年額 6 0 0 円（支部費も含む）

定通制職員・生徒一名につき年額 300 円（支部費も含む）

第 17 条 加盟高等学校は前条の基準により 5 月 10 日までに会費を納入する。

第 18 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 付 則

第 19 条 本連盟事業施行に必要な諸規則は別に評議員会で定める。

第 20 条 本規約は評議員会の議を経て改正することができる。

第 21 条 本連盟規約は昭和 34 年 4 月 1 日より施行する。

（この間の規約改正の期日の記載は省略する。）

平成 5 年 4 月 12 日 一部改正

平成 8 年 4 月 25 日 一部改正

平成 9 年 4 月 24 日 一部改正

平成 16 年 4 月 22 日 一部改正

平成 20 年 4 月 18 日 一部改正

平成 23 年 4 月 15 日 一部改正

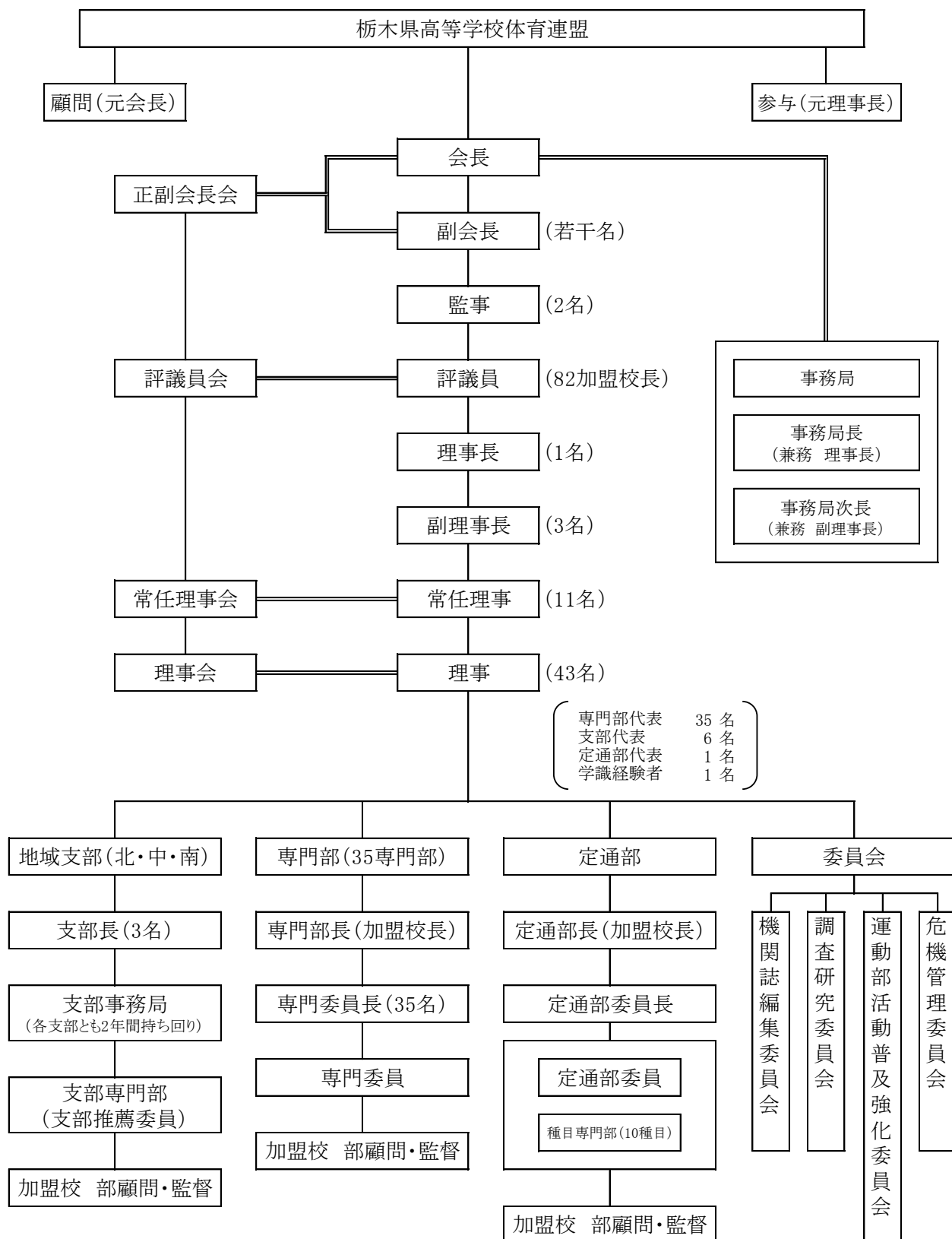
平成 25 年 4 月 18 日 一部改正

平成 30 年 4 月 13 日 一部改正

令和 3 年 4 月 16 日 一部改正

組織運営概要（2021 年度現在）

1 組織・機構



- 2 加盟校
全日制 75校 定通制 14校（7校の定通制は全日制に併設） 合計 82校
- 3 専門部（35 競技）
 - 1 陸上競技部 2 軟式野球部 3 バスケットボール部 4 バレーボール部
 - 5 サッカー部 6 ソフトテニス部 7 卓球部 8 相撲部 9 体操部
 - 10 ハンドボール部 11 水泳部 12 スキー部 13 スケート部 14 ソフトボール部
 - 15 ダンス部 16 ラグビーフットボール部 17 バドミントン部 18 柔道部
 - 19 弓道部 20 剣道部 21 登山部 22 ウエイトリフティング部 23 ボクシング部
 - 24 レスリング部 25 自転車競技部 26 テニス部 27 フェンシング部
 - 28 ホッケー部 29 空手道部 30 なぎなた部 31 アーチェリー部
 - 32 ボート部 33 カヌー部 34 ライフル射撃部 35 少林寺拳法部
- 4 地域支部
北部・中部・南部の3支部
支部行事の開催（支部総会・支部大会等）
支部費（会費の17%）
- 5 定通部（10 競技）
陸上競技 バレーボール バスケットボール ソフトテニス バドミントン 卓球
軟式野球 柔道 剣道 サッカー
- 6 委員会
 - (1) 機関誌編集委員会
 - ア 機関誌「高体連」の編集 創刊号は昭和50年度
 - イ 委員は5名で、年間5回程度の委員会を実施して、翌年4月上旬に発行
 - (2) 調査研究委員会
 - ア 調査研究及び研究紀要の発行
 - イ 委員13名（各支部より1名推薦、専門部5名、学識経験者2名、事務局で構成）
 - ウ 委員会を5回程度開催して、2年に1回の割合で研究紀要を発行
 - (3) 運動部活動普及強化委員会
 - ア 指導者育成事業
 - イ 運動部活動支援事業
 - ① 競技別強化育成事業（34 専門部）
 - ② 普及奨励運動部（13 部）
 - ③ 関東大会開催特別強化事業（2021 年度は8 競技）
 - (4) 危機管理委員会
 - ア EAP（緊急時対応計画）及び安全確認チェックリストの整理
 - イ 危険事案等の報告と課題のまとめ
 - ウ 各競技種目別専門部代表、定通部代表、学識経験者若干名と事務局で構成
 - エ 委員会を4回程度開催し、年度末に報告書作成

事業

1 大会等の開催事業

(1) 県大会（「県高体連・県教育委員会」主催のもの）

- ① 総合体育大会兼関東大会県予選会 35競技（専門部）の大会開催及び総合開会式の開催
- ② 定通制総合体育大会 10競技（専門部）の大会開催
- ③ 全国高校総体県予選会 30競技（専門部）の大会開催
- ④ 新人大会 32競技（専門部）の大会開催
- ⑤ 定通制秋季大会 10競技（専門部）の大会開催
- ⑥ その他の大会 駅伝・軟式野球・ラグビー・ライフル射撃の全国大会県予選会の開催

(2) 支部大会・講習会等（「県高体連各支部」主催のもの）

高体連事務局より各支部に配分される「支部費」を活用して実施される、北部・中部・南部支部の競技（支部専門部）の大会・講習会等の開催

(3) 強化練習会・講習会等（「県高体連・県競技力向上対策本部」主催のもの）

「運動部活動支援事業費」を活用して実施される、各競技専門部及び関係高等学校の強化練習会・講習会等の開催

(4) 関東大会（「関東高体連・県教育委員会等」主催のもの）

本県で開催される競技（2～6競技）の大会開催

(5) 全国大会（「全国高体連・県教育委員会等」主催のもの）

本県で開催される競技（開催年）の大会開催

※ 上記以外のものは高体連の大会等の開催事業として認めない。

2 選手・監督等の派遣事業

(1) 関東大会

大会参加申込書に記載されている選手の往復交通費（学校から開催地）の3/5の額を支給

(2) 全国大会

大会参加申込書に記載されている選手の往復交通費（学校から開催地）の3/5の額を支給

(3) 服装支給

全国高校総体総合開会式に参加する選手に帽子・ポロシャツ・ハーフパンツを支給、その他の選手及び監督には帽子を支給

3 会 議

(1) 評議員会 年1回（4月開催で加盟校の校長で組織する。）

(2) 正副会長会 年1回（3月開催予定）

(3) 理事会 年4回（4月、6月、11月、3月開催予定）

(4) 常任理事会（必要に応じ開催予定）

(5) 委員会（別掲）

(6) その他の会議

- ① 県高校総体関係〔プログラム編成会議（4月開催）、参加校代表者会議（4月開催）〕
- ② 全国高校総体参加校監督代表者打合せ（7月に県選手団結団式と合わせて実施）
- ③ 関東大会開催競技専門部委員長会議（前年度2回・当該年度1回開催）
- ④ 県高校スポーツ賞選考会（年1回開催）

4 顕 彰

(1) 栃木県高校スポーツ賞（県運動記者クラブ、県高体連の共催）

選考会で決定した受賞者に賞状と記念品を授与

(2) 野澤一郎スポーツ優秀選手賞（公益財団法人野澤一郎育英会・県高体連の共催）

選考委員会で決定した受賞者に賞状、メダル及び奨励金を授与

(3) 優秀選手

各専門部選出の優秀選手に賞状とメダルを授与

5 全国高校総体県選手団結団式及びアスリートカンファレンスの開催

全国大会出場選手及び監督による結団式及び講演等による激励会

会計及び予算（2021年度現在）

1 年度予算

- (1) 一般会計・特別会計（積立金）より成り立っている。
- (2) 会費〔全日制生徒・職員 1 人 600円 定通制生徒・職員 1 人 300円〕

(3) 補助金

ア 県補助金

- ① 県高校総体開催費 1,300,000円
 - ② 全国高校総体県予選会開催費 500,000円
 - ③ 県高校新人大会開催費 400,000円
 - ④ 県定通総体開催費 150,000円
 - ⑤ 本県開催関東大会開催費 1 競技 50,000円
 - ⑥ 関東大会・全国大会派遣費 出場選手の往復交通費の 3 / 5 の額を支給
- イ 県定時制通信制振興会補助金 100,000円

(4) 負担金

- 県運動記者クラブ負担金 80,000円

(5) 参加料

全国大会県予選会と新人大会の 2 大会で、男女別 1 チーム 2,000 円を徴収して本部事務局へ納入する。ただし、合同チームは、1 チーム 2,000円とする。

各支部主催大会の参加料額は、県大会参加料の半額を上限として各支部で決定する。

※ 予算は(2)～(5)までの収入を基に、一般会計の年度予算を作成し、運営する。

2 専門部大会運営費の交付及び会計報告について

(1) 県内大会

ア 各専門部へ年間大会（関東、全国県予選会・新人大会・その他の大会）に配分し提示する。
（3月末）

イ 事務局は各大会前に各専門部の口座に振込交付する。

ウ 各専門部は大会が終了後速やかに、事務局に会計報告（本部指定）をする。

(2) 関東大会

ア 1 競技につき、県補助金 5 万円・県高体連負担金 50 万円合計 55 万を実施競技実行委員会口座へ振込交付する。

イ 開催専門部は、大会が終了後速やかに、事務局に会計報告（本部指定）をする。

(3) 定通制総体及び定通制秋季大会

ア 県補助金 15 万円・定通振興会補助金 10 万円・高体連負担金 90 万円合計 115 万円を定通部口座へ振込交付する。

イ 大会が終了後、速やかに事務局に会計報告（本部指定）をする。

(4) 分担金

事務局は、関東・全国高体連分担金の請求のあった専門部にその額を支給する。

2 委員会規程

機関誌編集委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は栃高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校体育連盟における広報の専門的業務を処理し、高等学校体育・スポーツの健全なる発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 機関誌「高体連」の編集並びに発行
- 2 記録の収集・整理
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、競技種目別専門部並びに学識経験者の中から、若干名を会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、平成 6 年 9 月 20 日より施行する。

平成 15 年 12 月 4 日 一部改正

調査研究委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は栃高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校生徒の体育・スポーツ活動に係わる事項を調査研究し、高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 高等学校体育・スポーツの振興に関する調査研究並びに実態調査
- 2 全国高体連研究部会への参加
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、各支部代表・競技種目別専門部代表及び学識経験者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、昭和59年12月8日より施行する。

平成6年9月20日 一部改正

平成15年12月4日 一部改正

運動部活動普及強化委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）規約第6条の規定に基づき、運動部活動普及強化委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 委員会は、本県高等学校の運動部活動を振興し、併せて各種関東・全国大会に参加する高校生の育成強化を促進して、競技人口の拡大と競技力の向上を図るために、次の事業を行う。

- 1 高校生の競技別育成強化に関すること。
- 2 指定運動部の育成強化に関すること。
- 3 その他高等学校運動部活動の振興に関すること。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、各専門部から推薦された者及び学識経験者から選出された者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
代表委員	若干名

(委 嘱)

第5条 委員長及び副委員長は、副会長、評議員又は第3条の規定により学識経験者から委嘱された委員の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 代表委員は、委員の中から委員長が委嘱する。

(業 務)

第6条 委員長は、委員会を代表し業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 代表委員は、重要事項を審議する。

(任 期)

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて会長の承認を得て開催する。

(経 費)

第9条 委員会の経費は、県補助金を以て充てるものとする。

(報 告)

第10条 この規程の変更及び委員会の決定事項は、栃高体連理事会へ報告するものとする。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は、栃高体連事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び幹事若干名を置くことができる。

3 事務局長、事務局次長及び幹事は、会長が委嘱する。

附 則

本規程は昭和61年4月19日から施行する。

昭和62年6月 1日 一部改正

平成16年4月22日 一部改正

令和 3年4月16日 一部改正

危機管理委員会規程

第1章 総 則

第1条 本委員会は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の規約第6条に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、本部は栃高体連事務局内におく。

第2章 目 的

第2条 委員会は、本県高等学校体育連盟における、高等学校体育・スポーツの安全と危機管理の徹底を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 EAP（緊急時対応計画）及び安全確認チェックリストの整理
- 2 危険事案等の報告と課題のまとめ
- 3 その他委員会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び役員

第4条 委員会の委員は、各競技種目別専門部代表・定通部代表及び学識経験者若干名を以て組織し、会長が委嘱する。

第5条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1～2名

第6条 委員長・副委員長は、副会長、評議員、理事長又は学識経験者から選出された委員の中から選出し、会長が委嘱する。委員長は委員会を代表し、業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第8条 委員会は委員長が必要に応じて、会長の承認を得て開催する。

第6章 会 計

第9条 委員会の経費は、栃高体連より支弁する。

第7章 補 足

第10条 委員会の規程の変更並びに委員会の決定事項は、栃高体連理事会の承認を得なければならない。

第11条 この規程は、平成30年4月13日より施行する。

3 大会参加規程

(趣 旨)

この規程は、「児童・生徒の運動競技への参加について（通知）平成13年9月25日付保体第478号」に基づき、生徒が参加する大会について望ましい基準を定め、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の目的を達成しようとするものである。

(参加の範囲)

生徒の心身の発達並びに学業・学校行事等を考慮し、学校教育活動としての対外試合及びその参加の範囲は各競技について次のように定める。

(1) 栃高体連が主催する大会

① 県大会（年3回以内）

ア 県高等学校総合体育大会（兼関東大会県予選）

イ 全国高等学校総合体育大会県予選会

ウ 県高等学校定時制通信制総合体育大会（兼全国高等学校定時制通信制体育大会県予選）
（イ項で定時制・通信制生徒の重複出場は認めない）

エ 県高等学校新人大会

オ 県高等学校定時制通信制秋季大会

カ 上記以外に認める大会

駅伝競走大会・体操二部大会

② 支部大会（県大会予選も含み3回以内）

(2) 関東高体連が主催若しくは、共催する大会（年2回以内）

① 関東高等学校体育大会

② 競技団体が主催し関東高体連が共催する大会

（この種の大会における県代表選出は推薦を原則とする）

(3) 全国高体連が主催若しくは、共催する大会（年2回以内）

① 全国高等学校総合体育大会

② 競技団体が主催し全国高体連が共催する大会

（この種の大会における県代表選出は推薦を原則とする。）

(選手の資格)

1 大会要項で定めた参加資格を満たした者

2 心身ともに健康であり、体力・技術が大会に参加しても支障がないと校長が認めた者

(指導者)

高等学校生徒の各種競技の指導は、原則として次の者からうけるものとする。

(1) 当該校に勤務する教職を担当する教員

(2) 特殊技能を有し、校長が指導に適任であると認めた者

(付 則)

栃高体連が主催若しくは共催する大会への参加は高校の「部」を対象とするが、学校により未設置部の種目で出場する生徒のある場合は、校長の承認のもとに出場させることができる。

昭和48年12月8日 制定

昭和61年4月19日 改定

平成15年12月4日 改定

平成25年4月18日 改定

4 栃木県高等学校体育大会開催基準要項

栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）の設定した対外試合規程に従い開催される各種大会の開催基準を次のように定め、関係各位の理解と協力を得て、栃高体連の目的が最善の形で遂行されるよう願うものである。

1 開催の趣旨

高等学校教育の一環として広く体育・スポーツ実践の機会を与え、技能の向上と気力の充実を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成すると共に、生徒相互の親睦を図るものとする。

2 大会の名称

- (1) 令和○年度第○○回栃木県高等学校総合体育大会○○○競技兼関東高等学校○○○大会栃木県予選会
- (2) 令和○年度全国高等学校総合体育大会○○○競技栃木県予選会
- (3) 令和○年度栃木県高等学校○○○新人大会
- (4) 支部大会は、支部規程による。

3 主催

栃木県高等学校体育連盟 栃木県教育委員会

4 共催

種目別競技団体名（主催に併列してもよい。）

5 主管

栃木県高等学校体育連盟○○○専門部

6 後援

栃高体連が適当と認めた機関団体とする。

7 大会期日

- (1) 大会日程は、生徒の健康管理に留意し、努めて短期間かつ合理的に設定するよう工夫・配慮しなければならない。
大会に要する日数は、県大会原則2日、支部大会2日とする。但し、県高校総体は原則3日とする。
大会日数が3日以上の場合は栃高体連会長の承認を必要とする。
- (2) 開催期日は、土・日曜日・祝祭日等の学校の休業日とする。前記以外に開催する場合は栃高体連会長の承認を必要とする。
- (3) 開催期間は、次のとおりとする。（但し、水泳・ラグビー・スキー・スケート・駅伝・登山は別に定める。）

ア 栃木県高等学校総合体育大会兼関東大会栃木県予選会	・ ・ ・ ・ ・	4・5月
イ 全国高等学校総合体育大会栃木県予選会	・ ・ ・ ・ ・	4・5・6月
ウ 栃木県高等学校定時制通信制総合体育大会	・ ・ ・ ・ ・	6月
エ 栃木県高等学校新人大会	・ ・ ・ ・ ・	8～2月
オ 栃木県高等学校定時制通信制秋季大会	・ ・ ・ ・ ・	10～11月
カ 各支部大会	・ ・ ・ ・ ・	4～3月

8 会 場

大会は県内地域で開催するものとする。県外の場合は、栃高体連会長の承認を必要とする。

9 競技方法

種目別学校対抗とする。（団体・個人）

「注」 関東高校選抜大会・全国高校選抜大会の県代表は、推薦を原則とする。

10 引率・監督

- (1) 出場チームの選手は、必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は、選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
- (2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。

また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は県高体連会長に事前に届け出ること。（別紙様式）

- (3) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
但し、引率・監督について学校の設置者が定める規程がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

11 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、栃高体連に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該大会要項の参加資格を満たした者であること。
- (3) 年齢は、〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。〔〇〇部分の数値は「当該西暦年度－19」（新人大会は－18）となる。〕但し、出場は同一競技3回まで（新人大会は2回まで）とし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
- (4) チームの編成は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
また、部員不足のため、単独での参加ができない学校については、当該専門部長の承認があれば、合同チームとして大会参加を認める。その場合は栃木県高体連会長に報告すること。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）
但し、一家転住等やむを得ない場合は、当該専門部長の承認があればこの限りではない。その場合は、栃木県高体連会長に報告すること。（関東大会・全国総体出場の場合には会長の承認が必要。）
- (7) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、当該学校長の承認を必要とする。
- (8) 全国高校総体・関東大会の予選を兼ねるものについては、（公財）全国高体連・関東高体連で定めたものによる。

(9) 参加資格の特例

ア 上記(1)及び(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たす生徒について別途に定める規程に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、栃高体連に登録している生徒であること。
- 2 以下の条件を具備していること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 高体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員・部活

動指導員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際して守るべき条件

ア 栃木県高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員・部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

12 参加申込み方法

(1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申込むものとする。

(2) 申込みは、各競技専門部ごとに定める。

(3) 大会参加に際して提供される個人情報、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。（詳しくは、別紙「栃木県高等学校体育連盟主催大会参加における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」（P 19）を参照してください。

13 参加料について

全国大会県予選会と新人大会の2大会で、男女別1チーム2,000円を徴収して本部事務局へ納入する。但し、合同チームは1チーム2,000円とする。

各支部主催大会の参加料額は、県大会参加料の半額を上限として各支部で決定する。

14 表彰

(1) 入賞者及び入賞校に賞状を授与する。但し、3位までを原則とする。

(2) 優勝団体には、優勝杯（楯）を授与する。但し、持ち回りとする。

15 大会経費

栃高体連からの運営費で賄う。大会経費は極力簡素にする。

16 安全管理

大会期間中における安全対策及び緊急時の対応については、栃高体連「危機管理マニュアル」に則り適切に対応する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関しては、栃高体連「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則り、感染予防対策を講じる。

17 参加上の注意

参加者は健康保険証を持参すること。

18 付記

(1) 大会開催通知は、栃高体連会長名を原則とするが、専門部長名でもよい。但し、その場合は必ず高体連会長名を連記する。

※ 文書例・・・別記（P 20）

(2) 専門部より本部事務局へ速やかに下記の書類を提出する。

ア 大会開催前

①大会要項 ②緊急時対応計画（EAP） ③危機管理フローA組織図 ④事故防止確認シート

イ 大会終了後

①大会実施報告書（成績） ②決算報告書

昭和48年12月8日 制定

昭和61年4月19日 改正

平成元年4月19日 改正

平成15年12月4日 改正

平成16年 4 月 22 日	改正
平成18年 3 月 16 日	改正
平成18年 4 月 1 日	改正
平成23年 4 月 15 日	改正
平成25年 4 月 18 日	改正
平成26年 4 月 17 日	改正
平成 29 年 4 月 13 日	改正
平成 31 年 4 月 12 日	改正
令和 3 年 4 月 16 日	改正

(別紙様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県高等学校体育連盟会長 様

高等学校

校長 _____ 印

本校部活動指導員の大会引率について（届出）

本校〇〇部の部活動指導員を、〇〇年度〇〇〇〇〇〇大会の引率者として委嘱しましたので、下記のとおり届け出ます。

なお、事故発生時は学校設置者の定める部活動指導員に関する規則等に従い、本校が対応します。

記

下記の者は、学校教育法施行規則第78条2及び学校設置者の定める規則等に則る本校の部活動指導員であり、栃木県高等学校体育大会開催基準要項に定める引率・監督の規程に違反していないことを確認しました。

学 校 名			
部 活 動 名			
(ふりがな) 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
任 命 者			
任 命 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日		
所 有 資 格			
そ の 他			

栃木県高等学校体育連盟主催大会における 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて

栃木県高等学校体育連盟

栃木県高等学校体育連盟は、本連盟主催大会への参加申込書等を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおりに対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されることがあります。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 本連盟競技種目別専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (4) 本連盟機関誌「高体連」等に掲載されることがあります。
- (5) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) 本連盟機関誌「高体連」に写真が掲載されることがあります。
- (4) このほか、栃木県高等学校体育連盟（競技種目別専門部）の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。

4 栃木県高等学校体育連盟の対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記の取り扱いに関する承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関する質問は、栃木県高等学校体育連盟事務局までご連絡ください。

連絡・問い合わせ先 栃木県高等学校体育連盟事務局 028-612-5290

(文書例)

令和〇年〇〇月〇〇日

関係高等学校長 様

栃木県高等学校体育連盟

会 長 ○ ○ ○ ○

〇〇〇〇〇〇〇〇専門部

部 長 ○ ○ ○ ○

部長印

〇〇〇〇大会の開催について

標記の大会を下記のとおり開催いたしますので、貴校生徒・職員の参加について、よろしく御高配くださるようお願いいたします。

記

1 主 催 栃木県高等学校体育連盟 栃木県教育委員会

2 共 催 ※種目別競技団体（主催に併記してもよい）

3 主 管 栃木県高等学校体育連盟〇〇〇〇専門部

4 後 援

5 期 日

6 会 場

7 競技規定

「栃木県高等学校体育大会開催基準要項」を参照

8 競技方法

9 参加資格

10 参加申込

11 参加料 （全国大会県予選会・新人大会のみ徴収）

12 安全管理 大会期間中における安全対策及び緊急時の対応については、栃高体連「危機管理マニュアル」に則り適切に対応する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関しては、栃高体連「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則り、感染予防対策を講じる。

13 その他

14 問合せ先

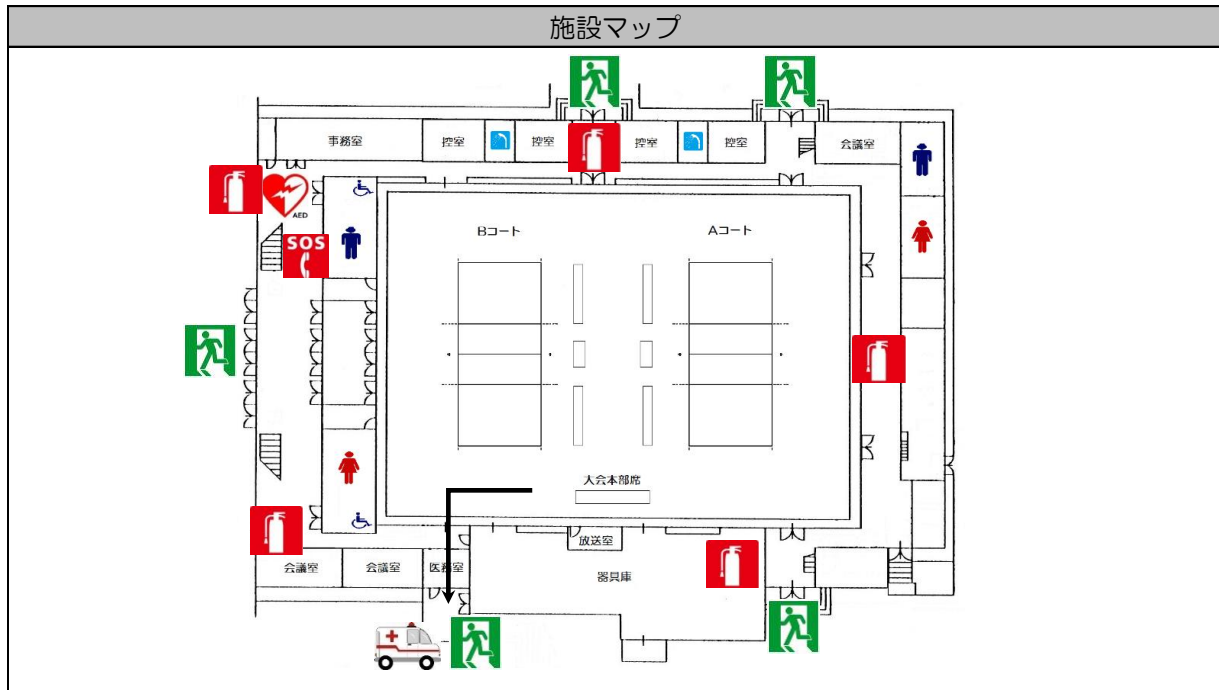
Emergency Action Plan

(緊急時対応計画)

基本情報

専門部名	〇〇〇〇〇専門部		
競技会名	令和〇年度 栃木県高等学校総合体育大会〇〇〇〇〇競技		
期 日	令和〇年〇月〇日(〇)		
施設名	〇〇〇〇〇体育館		
施設目印	〇〇〇〇郵便局の南側		
住 所	栃木県宇都宮市〇〇〇1-2-3	TEL	028-000-0000

施設マップ



※救急車停車位置、傷病者搬送経路、AED・消火器等の設置場所などを記入

連絡先

委員長	〇〇 〇〇	TEL	090-0000-0001	施設管理者	◎◎ ◎◎	TEL	028-000-0000
会場主任	△△ △△	TEL	090-0000-0002	競技主任	□□ □□	TEL	080-0000-0003
ドクター	●● ●●			看護師	▲▲ ▲▲		
警 察	〇〇警察			TEL	028-000-0110		
消 防	□□□消防署			TEL	028-000-0119		
病 院1	〇〇〇総合病院			TEL	028-000-0001		
病 院2	◎◎◎整形外科			TEL	028-000-0002		
病 院3	□□□□クリニック			TEL	028-000-0003		
タクシー	△△△△交通			TEL	028-000-0004		

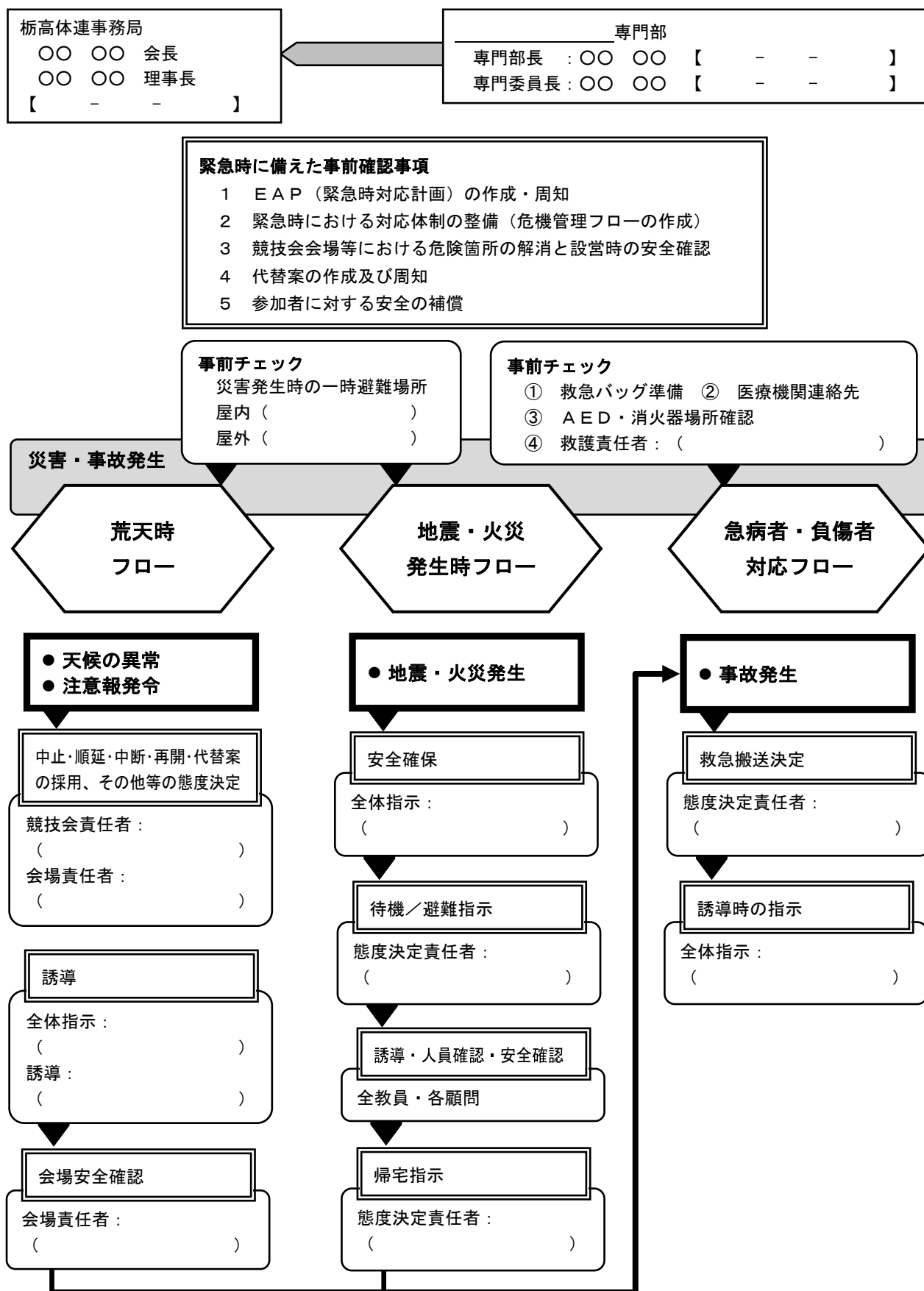
設置場所/ルート

MS待機場所	大会本部	消火器	上記マップのとおり
AED	体育館事務室前	救急箱	大会本部
車椅子	体育館事務室	担 架	医務室
救急車入口	〇〇〇〇〇体育館前信号(東ゲート)	救急隊入口	体育館医務室入口

※MS：メディカルスタッフ

傷病者発生時の担当者【競技場】		傷病者発生時の担当者【観客席】	
処 置	大会ドクター	処 置	大会ドクター
連 絡	引率者	連 絡	会場主任
AED調達	〇〇〇〇〇専門委員	AED調達	〇〇〇〇〇専門委員
誘 導	施設スタッフ	誘 導	施設スタッフ

危機管理フローA 組織図



事故防止 確認シート

() 専門部			大会名 :		会場 :	
令和 年 月 日 () 曜日			記入者 :			
項目	時期	担当者	時間や状況、タイミングなど	具体的な内容	実施 ☑	危機管理 マニュアル 参照ページ
○気象条件の事前確認 落雷・竜巻・雪崩・大気汚染・豪 雨・降雪・雹・高温多湿など	前日まで	専門部委員長	中止や順延などの決定時間	・インターネット等で気象状況を確認して判断する。	☑	5～9 ・ 15
	当日	専門部委員長 各会場運営係	朝、随時	・インターネット等で気象状況を確認。継続や中断、延期などを判断する。		
○会場や設備、用具などの 事前点検	前日まで	専門部委員長 各会場顧問 施設管理者など	随時	・危機管理マニュアルの安全確認チェックリストを使用して、危険な箇所の有無を確認する。発見した場合には修復や部品交換、会場の変更や延期等を専門部委員長と協議する。	☑	31～32 ・ 各競技の チェックリスト
	当日	各会場場係	開始前、随時			
○参加生徒の健康観察	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係	大会前日など	・ケガや体調不良などを確認する。	☑	
	当日	②各校顧問や指導者	朝、随時	・①が②に 対して実施		
○食中毒予防	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係 ②各校顧問や指導者	外注の場合	・発注時、業者に対して納品時間や保冷措置等について確認する。	☑	15
	弁当持参の場合		・保冷措置や食材、調理方法などについて指導する。また、折に触れて保護者にも周知する。			
	大会前日など		・配付後は速やかに食べることや、時間の経過したもののは食べないことなどを指導する。			
	外注の場合		・保冷措置や保管場所を確認することや、時間の経過したもののは食べないことなどを指導する。			
○熱中症予防	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係 ②各校顧問や指導者	大会前日など	・前日の睡眠や当日の朝食、水分補給の重要性を指導する。	☑	15～16
	当日		朝、屋、随時 (試合開始前・ハーフタイム等)	・WBGT計を使用し、状況を把握する。 ・中断や水分補給を行わせるなどの措置をとる。		
	大会前日など		・朝、屋の摂食有無・睡眠・体調不良などの確認を依頼。			
	大会前日など		・十分な睡眠とバランスのより食事を中心がけ免疫力を高めておくなどの重要性を指導する。			
○感染症(インフルエンザ・感染 性胃腸炎等)	前日まで	①専門部委員長や 各会場運営係 ②各校顧問や指導者	大会前日など	・手洗いがいけいけの励みやマスクの着用を促すとともに、各競技 会場で消毒剤を配置し、室内であれば会場の換気などを依頼。	☑	16
	当日		朝、屋、随時			

5 栃木県高等学校体育連盟主催事業に係わる 団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険の加入について

1 目 的

本連盟主催事業を運営するにあたり、活動中に参加者（審判員、大会役員等）が被った怪我等に対して補償を得ることにより、安心して事業に参加できるようにする。

また、主催者と生徒及び審判員、大会役員等の間で起因する賠償事故に対して、予め保険に加入することにより、適正な処理を行えるようにする。

2 保険内容

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2021 年 4 月 1 日午前 0 時～2022 年 3 月 31 日午後 12 時の 1 年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会場までの往復途上を含む）

（2）賠償責任保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2021 年 4 月 1 日午後 4 時～2022 年 4 月 1 日午後 4 時の 1 年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会議・会場の設置・事前視察などの準備中を含む）
- ⑤ 補償の場合 上記事業中に出場者（監督・コーチ・選手（補欠含む）・マネージャー）、運営者、観客等が負傷、もしくは第三者の財物を破損したことにより、本連盟が法律上の賠償責任を負担しなければならないとき。

3 補償内容・支払限度額

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 災害死亡補償（傷害・疾病） 4 千万円
- ② 後遺傷害補償（傷害・疾病） 最高 4 千万円
- ③ 療養補償（傷害・疾病）
 - ア 入院日額 1 万円
 - イ 手術 手術の種類により入院日額の 10 倍・20 倍・40 倍
 - ウ 通院日額 5 千円

（2）賠償責任保険

- ① 対人対物共通 1 事故につき 3 億円
- ② 管理財物補償 1 事故につき 1 千万円

6 栃木県高等学校体育連盟傷害見舞金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）にかかわる競技大会等に参加の生徒に対する傷害見舞金（以下「見舞金」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この見舞金は、高体連にかかわる競技大会等の競技中に起きた生徒の負傷・廃疾または死亡等に対し、見舞金をおくることによりスポーツ活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、次の項に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

1 競技大会等

次に掲げる大会または行事をいう。

- (1) 栃木県高等学校総合体育大会（関東高等学校体育大会県予選会）
- (2) 全国高等学校総合体育大会県予選会
- (3) 栃木県高等学校新人大会
- (4) 各地域支部大会（上記の(1)・(2)・(3)の地区予選会を含む）
- (5) 栃木県高等学校定時制通信制総合体育大会
- (6) 栃木県高等学校定時制通信制秋季大会
- (7) 関東高等学校体育大会
- (8) 全国高等学校総合体育大会
- (9) 全国高等学校定時制通信制体育大会
- (10) その他栃高体連の認める大会・行事

2 競技中

競技大会等の期間中、競技会場及び指定された練習会場における競技中及び練習中をいう。

3 生徒

当該学校長が本条1に規定する競技大会等の参加を認めた者をいう。

(見舞金)

第4条 この見舞金の経費は、栃高体連傷害見舞積立金及びその他の収入をもってあてる。

第5条 この見舞金は、競技大会等の競技中に負傷し、または廃疾となり、もしくは死亡した場合に当該生徒または保護者に対しておくる。

第6条 見舞金の額は、次の各号に掲げる種別について、それぞれ各号に定める額を基準として、第8条の規程による傷害見舞金審査会（以下「審査会」という。）において査定した金額とする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 傷害見舞金（入院治療に1か月以上を要するもの） | 10万円以内 |
| 2 廃疾見舞金 | 20万円以内 |
| 3 死亡弔慰金 | 20万円 |

前項の規程にかかわらず見舞金をおくことを栃高体連会長が認めたときは、審査会の決定をまたずにおくことができる。但しこの場合栃高体連会長は、事後審査会に報告しなければならない。

(請求手続)

第7条 見舞金を請求しようとするときは、傷害等報告書（別紙様式）により当該学校長が医師の

診断書（死亡の場合は死亡診断書）及び競技大会等の責任者の交付する事故報告書（別紙様式）を添えて提出しなければならない。（医師の診断書の代わりに医師の証明書でもよい。）

（審査会）

第8条 見舞金請求の内容の適否を審査し、見舞金額を査定するため、次の各号に定めるところにより審査会を設ける。

1 審査会の構成は次のとおりとする。

(1) 審査委員長 1名

(2) 審査委員 若干名

2 審査委員長は栃高体連会長があたる。

3 委員は栃高体連会長が委嘱し、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

4 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を統轄する。

5 審査会の運営に必要な事項は、栃高体連会長が別に定める。

（会 計）

第9条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は、栃高体連監事の監査を受けなければならない。

（規程の改正）

第12条 この見舞金規程の改正は、栃高体連評議員会の承認を必要とする。

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、栃高体連会長が別に定める。

付 則 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

平成 15 年 12 月 4 日 一部改正

平成 25 年 4 月 18 日 一部改正

令和 年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 様

学校名
学校長名 印

傷害等報告書

下記の者の傷害等について別紙診断書（証明書）のとおりでありますので、報告いたします。

傷害者	氏名		男・女	学年		保護者名	
	住所						

〔事故発生状況及び経過〕

添付書類 医師の診断書（医師の証明書）

事故報告書

学校名				所在地	
ふりがな 氏 名		学年	性別	住 所	
				電 話	
大会等の名称					
引 率 責 任 者					
発 生 の 状 況	日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 天候			
	場 所				
	コンディション				
	状 況 の 証 明				
	処 置				
その他参考 になる事項※					
上記のとおり事故が発生しましたので報告します。					
令和 年 月 日		専 門 部 長		印	

※ 熱中症発症に伴う緊急搬送等には、会場地における発生時の**WBGT計測値**を記載する。

7 表彰規程

I 栃木県高等学校優秀選手表彰規程

(趣 旨)

高等学校体育・スポーツ活動の健全な発展を図るため、人物・競技成績共に優秀で将来スポーツ道発展に寄与するところ大なりと認められた者を表彰する。

(選出方法)

- 1 当該年度の12月1日現在、高校（全日制・定通制）に在学中の見込み生徒を対象とする。
- 2 前年度における県新人大会、当該年度における県高校総合体育大会、全国大会県予選会及びその上位大会の成績を考慮して、各専門部等で選出し、さらに当該学校長の意見を徴して決定する。
- 3 各専門部等における選出は、12月中旬までに完了し、当該学校長の意見は、1月末日までに徴する。（冬季種目は除く。）

(表 彰)

- 1 当該選手に対して表彰状とメダルを授与する。
- 2 表彰は、適宜当該学校により行う。
- 3 表彰状とメダルは、事務局で準備する。

(選出基準)

- 1 前年度における県新人大会、当該年度における県高校総合体育大会、全国大会県予選会の参加人数（チームの場合はエントリー数による）の内、最大数を対象にして、50名毎に1名とし、端数が25名以上の場合は1名を増加し、25名未満は切り捨てる。
(例) 全参加人数が225名と仮定すると、5名となり、224名の場合は4名となる。
- 2 全参加人数が、50名未満の場合は、各専門部等の希望申し出により、1名を表彰してもよい。
- 3 全国大会の成績により

成績 種別	優 勝	2 位	3 位	備 考
団 体	規定申込選手全員	左の 6/10	左の 4/10	端数は切り上げる。 準々決勝は 2/10
個 人	8位入賞まで			トーナメントの場合は準々決勝まで

- 4 関東大会の成績により

成績 種別	優 勝	2 位	3 位	備 考
団 体	規定申込選手の5/10	左の 3/10	左の 2/10	端数は切り上げる。
個 人	3位入賞まで			

備考1 3・4項に同一のチームが該当する場合は、登録メンバーの中から両方の選出基準にわたって選出することができる。

備考2 国民体育大会、全国並びに関東高等学校選抜大会等は表彰の対象にならない。

- 5 その他 全日制・定通制別に選出する。

(優秀選手候補の認定)

- 1 所定の時期より前に、進学・就職等で優秀選手の認定が必要な場合は、各専門部等において選出し、当該校長の意見を徴した上で、優秀選手の候補者として取り扱うことができる。

- 2 1の当該校長の意見を証する文書を添え、候補者を専門部長名で会長に報告し承認を得た上で、認定証を発行することができる。なお、認定証は別記様式（P 3 2）とする。

附 則

この規程は、昭和34年 4月 1日 施行
平成16年12月 3日 一部改正
平成17年 3月15日 一部改正
平成22年11月 9日 一部改正
平成25年 4月18日 一部改正

II 栃木県高校スポーツ賞表彰規程

栃木県運動記者クラブ
栃木県高等学校体育連盟

第1条 栃木県運動記者クラブ、栃木県高等学校体育連盟は、次の各項に該当する者を表彰する。

- 1 表彰年度内における全国高等学校総合体育大会において優勝し、本県高校スポーツの振興に大いに貢献したと認められるチームに「栃木県高校スポーツ賞」を贈る。
- 2 上記1に準ずるものについては、「栃木県高校スポーツ奨励賞」を贈ることもできる。
- 3 本県高校スポーツ振興のため、多大な功績があったと認められる個人についても、「栃木県高校スポーツ優秀選手賞」を贈る。
- 4 本県高校スポーツ振興のため、多大な功績があったと認められる監督についても、「栃木県高校スポーツ優秀監督賞」を贈る。
- 5 特別に功労があったと認められる指導者には、「栃木県高校スポーツ特別功労賞」を贈る。

第2条 栃木県高等学校体育連盟表彰委員会から、国際大会等で抜群の成績を上げたと認められる個人またはチームが推薦され、選考会で審議の上承認された場合には、「栃木県高校スポーツ大賞」を贈る。

第3条 被表彰者には、賞状及び記念品を贈る。

第4条 被表彰者は、栃木県高校スポーツ賞選考会において決定する。

なお、選考委員は栃木県運動記者クラブ13社、栃木県高等学校体育連盟、栃木県教育委員会スポーツ振興課の代表により構成する。

附 則

この規程は、昭和34年 2月 1日 施行
昭和55年 2月 8日 一部改正
平成12年 1月28日 一部改正
平成13年 1月29日 一部改正
平成17年 1月18日 一部改正
平成18年 1月17日 一部改正
平成24年 1月10日 一部改正
平成25年 1月 8日 一部改正
平成25年 1月 8日 一部改正

III 栃木県高校スポーツ優秀選手賞表彰規程

- 1 栃木県高等学校体育連盟、公益財団法人野澤一郎育英会は、次の各項に該当する者を表彰する。

- (1) 表彰年度内における全国高等学校総合体育大会（それに準ずる大会も含む）において、第3位以上の入賞者（重複入賞者は上位入賞を、団体・個人同位入賞者の場合は個人入賞を対象とする）に対し、その栄誉を讃え優秀選手賞を贈り表彰する。
 - (2) 被表彰者には、栃木県高校スポーツ優秀選手賞として、賞状、メダル（1位 金、2位 銀、3位銅）及び奨励金を贈る。
- 2 被表彰者は、栃木県高等学校体育連盟事務局で、当該年度の全国高等学校総合体育大会（それに準ずる大会も含む）の成績を基に調査し、該当者を選び、当該校長の意見を徴して決定する。

附 記

この規程は、昭和50年 4月 1日 施行
平成21年10月21日 一部改正
平成24年10月18日 一部改正

IV 栃木県高等学校体育連盟特別賞規程

第1条 栃木県高等学校体育連盟は、次の各項に該当する者を表彰する。

- 1 表彰年度内における国際大会等において優勝またはそれに準ずる成績を収め、本県高校スポーツの振興に大いに貢献したと認められるチームまたは個人
- 2 その他、特別に功績があったと認められるチームまたは個人

第2条 被表彰チーム・被表彰者には、「栃木県高等学校体育連盟特別賞」として表彰状及び記念品を贈る。

第3条 被表彰者は、栃木県高等学校体育連盟表彰委員会（別に定める）において決定する。なお、委員は栃木県高等学校体育連盟の代表により構成する。

第4条 表彰は、表彰委員会が定めた日にこれを行う。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、表彰委員会が別に定める。

- 1 第1条に定める要件において特に抜群の実績を収めた場合（オリンピック、世界選手権、ワールドカップ等での入賞及び本賞を受賞した者が重ねて第1条に適う成績を上げた場合等）は、「栃木県高校スポーツ賞選考会」に表彰候補者として推薦することができる。

附 則

この規程は、平成13年 2月16日 施行
平成20年 3月14日 一部改正
平成24年11月 2日 一部改正

(別記様式)

令和○年度栃木県高等学校優秀選手候補認定証

種目名 _____

氏 名 _____

_____(平成 年 月 日生)_____

学校名 _____

上記の選手を令和○年度栃木県高等学校優秀選手の候補として認定します。

令和 年 月 日

栃木県高等学校体育連盟 _____ 専門部

部長名 _____

印

栃木県高等学校体育連盟

会 長 _____

印

8 大会経費支出基準

栃木県高等学校体育連盟の主催する各競技大会の大会経費の支出に関しては、次の基準による。

- 1 旅 費 ○ 引率者以外の役員に対し、実費以内を支給する。（宿泊費も含む）
○ 引率者以外の役員に対しては、1日1,500円の日当を支給する。
○ 各学校の補助員には、補助員手当として1日700円を支給する。
- 2 消耗品費 ○ 必要最小限にとどめる。使用球は計上しない。（事務用品・薬品類等）
- 3 印刷製本費 ○ 大会要項・報告書等の印刷代等
- 4 通信運搬費 ○ 大会要項等発送切手・はがき代
○ 競技用品等の荷造費及び運賃
- 5 借 損 料 ○ 公営施設・・・当該施設の定めによる。
○ 学校施設・・・1日 1,500円
○ 競技運営に必要な用具使用料
- 6 会 議 費 ○ 代表者会議等の会場借上料金等（昼食代は計上しない）
- 7 食 糧 費 ○ 大会役員及び競技役員の昼食代（700円相当）
- 8 講 師 謝 金 ○ 別紙「高体連主催大会講師謝金支出限度額」による。
○ 謝金支出対象者は、大会帯同の医療従事者及び審査員（講師）とし、競技審判は対象外とする。
- 9 そ の 他 ○ 競技用具は参加者負担とする。
○ 当年度決算を厳守すること。特に年度末に、次年度開催大会の開催要項等の発送に係る経費を支出した場合は、次年度会計に繰り入れないように注意すること。

平成15年12月4日 改正

平成23年 4月1日 一部改正

平成25年 4月1日 一部改正

平成30年 4月1日 一部改正

(別紙)

主催大会講師謝金支出限度額

講師区分				謝金単価限度額（源泉徴収税込み額）			
				¥50,000	¥30,000	¥10,000	¥5,000
医療従事者	医師	県外		○			
		県内			○		
	理学療法士 柔道整復師 看護師	県外			○		
		県内				○	
有識者等	大学関係	教授	県外	○			
			県内		○		
		准教授 講師 等	県外		○		
			県内			○	
	著名人 学識経験者 等	県外			○		
		県内			○		
	専門分野に長い 経験者 (教員OB等)	県外				○	
		県内				○	
	教員関係	校長	県外			○	
			県内			○	
		上記以外の 職員	県外				○
			県内				○

- 謝金支出対象者は、大会帯同の医療従事者及び審査員（講師）とし、競技審判は対象外とする。
- 原則として、大会を実施する専門部所属者を除くこととする。
- 専門部は、源泉徴収税額を差し引いた額を支払い、その際必ず、領収証を受け取る。
(支払額は「領収証」の電子データに謝金額を入力すれば自動的に計算される。)
- 専門部は、税金分の金額と領収書を高体連事務局へ提出する。
- 謝金単価は、一人の講師に1日（4～6時間）の指導を依頼した場合の基準とし、半日（2～3時間）の場合はその半額とする。

9 旅費規程

この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下、栃高体連という。）の各専門部委員長及び理事等が本連盟の業務のため出張する場合の旅費の支給に関して、次の事項を定める。

1 （公財）全国高等学校体育連盟役員会並びに全国大会役員等旅費について

- (1) （公財）全国高等学校体育連盟本部・（公財）全国高等学校体育連盟専門部並びに全国大会役員等の招請による各種会議等に出席する場合の旅費は、次の基準により支給する。

なお、全国高等学校体育連盟専門部会議への出張は年2回以内とする。

ア 交通費 100 km未満 普通運賃

100 km以上 普通運賃＋指定席特急料金

（ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅間、ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅～ＪＲ熊谷駅、

ＪＲ宇都宮駅～ＪＲ大宮駅～ＪＲ高崎駅、ＪＲ小山駅～ＪＲ東京駅）

〔注〕最寄駅までのバス代（往復6 km以上につき1 km 45 円）を支給

〔注〕自家用車を利用した場合には、運転者のみ車賃（1 km 当たり 2 5 円）及び有料道路・駐車料金を支給

イ 宿泊 1 泊 1 2, 1 0 0 円とする。

- (2) 次の場合は支給しない。

ア 招請者側より、旅費等が支給される場合。

イ 大会の監督・役員等が出張し、そのついでをもって出席する場合。

ウ 所属校より旅費が支給される場合。

- (3) 出張の代理

大会時の会議への出張・・・出席は、参加校の監督等に代理を依頼するものとする。

2 関東高等学校体育連盟関係についても、1と同様に支給する。

但し、関東高等学校体育連盟専門部会議は年2回以内、関東大会派遣審判員は年2人以内とする。

3 栃高体連主催会議

- (1) 交通費

ア 公共交通機関を利用した場合…実費による鉄道賃（普通運賃）

イ 車賃（バス料金等）

ウ 自家用車を利用した場合

…運転者のみ車賃（1 km 当たり 2 5 円）及び有料道路・駐車場料金

- (2) 宿泊費 1 泊 1 2, 1 0 0 円とする。

昭和61年4月1日改正

平成元年4月1日改正

平成2年11月30日改正 同3年4月1日施行

平成8年3月21日改正 同8年4月1日施行

平成10年12月4日改正 同11年4月1日施行

平成15年12月4日改正 同16年4月1日施行

平成17年6月14日改正 同17年7月1日施行

平成20年3月14日改正 同20年4月1日施行

平成26年4月10日改正 同26年4月18日施行

平成27年3月20日改正 同27年4月17日施行

10 共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程

栃木県高等学校体育連盟（以下「当連盟」とする）では、団体等が主催する競技会、その他の行事（以下「行事等」とする）が、当連盟の目的達成と密接に関連しており、共催あるいは後援すべきと認められる場合には、主催者等からの申請に基づき、共催あるいは後援名義の使用を許可いたします。

共催あるいは後援名義の使用を希望される場合は、以下内容をご確認の上、申請書類をご提出ください。なお、内容によっては許可できないことがありますことをご了承ください。

1 条件

- (1) 行事等が高等学校体育・スポーツの健全な発達に寄与するものであること。
- (2) 生徒の大会参加に当たり、学業に著しい支障をきたしたり、経済的負担を強いたりしないものであること。
- (3) 当連盟および当連盟各専門部の事業運営に支障が無いように計画されていること。
- (4) 安全上ならびに公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
- (5) 該当事業の準備・開催・運営等に際し、当連盟は一切の財政支援、経費負担を行わない。
- (6) 同一競技あるいは同一団体において名義使用が可能な回数は、共催・後援いずれかについて、原則として年間1回までとする。
- (7) 以下に該当する事業は対象としない。
 - ア 営利を目的としたもの
 - イ 特定の政党または特定の宗教・宗派を支持・支援するもの
 - ウ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの

2 共催について

(1) 対象事業

全国高等学校選抜等大会（各競技の中央競技団体が主催し、全国高体連が共催となる大会）の県予選大会に位置づけられる県内競技団体主催大会であり、当該大会の運営を栃木県高等学校体育連盟の関係競技専門部が担うもの。

※ 2021年度における対象事業（申請することが可能な事業）は、以下ア～キの栃木県予選会とする（2021年4月1日現在）。

- ア ウィンターカップ全国高等学校バスケットボール選手権大会
- イ 全日本バレーボール高等学校選手権大会
- ウ 全日本高等学校選抜ソフトテニス大会
- エ 全国高等学校サッカー選手権大会
- オ 全国高等学校柔道選手権大会
- カ 全国高等学校弓道選抜大会
- キ 全国高等学校ホッケー選抜大会

(2) 保険対応

当連盟が加入する、団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険の対象とする。

3 後援について

(1) 主催者の範囲

- ア 国・県及び地方公共団体の関係機関、又はそれらの連合体
- イ 法人格を有するスポーツ団体で郡市単位以上の規模を有するもの
- ウ その他、当連盟が適当と認める郡市単位以上の組織を有する団体

(2) 保険対応

主催者が対応することとし、当連盟が加入する保険の適用対象とはしない。

(3) その他

後援は主催団体の社会的信用等に基づき、当連盟が当該事業を応援することを表明するものであり、事業の運営ならびに遂行に当たり、当連盟は一切の責任を有さない。

4 申請手続き等

(1) 申請

共催または後援を希望する者は、当連盟指定様式による申請書を事業開始の2か月前までに提出し、審査を受けなければならない。

(2) 書類提出

名義使用許可を受けた後、安全管理に関する対応として、当連盟主催事業における対応に準じ、当連盟指定様式による以下の書類を事前に提出すること。

ア 大会要項

イ Emergency Action Plan (EAP)

ウ 危機管理フローA組織図

エ 事故防止確認シート

(3) 終了後の報告

事業終了後1か月以内に、指定様式による実施報告書を当連盟宛て提出すること。

(4) 取り消しについて

事業の準備並びに遂行に当たり当規定に反する事項が確認された場合、またはその他適当でないと認められた場合、当連盟は名義使用許可を取り消すことができる。

5 その他

(1) 当連盟の共催事業においては、当連盟の関係競技専門部が「主管」を務めることができる。後援事業においては、当連盟の関係競技専門部が「運営協力」を務めることができる。

(2) 当規定は 令和3（2021）年4月16日から施行する。

(別紙様式 1)

文書番号

年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 殿

主催者等名

代表者職名・氏名

栃木県高等学校体育連盟名義等の使用許可申請について

このたび下記行事等を主催するにあたり、栃木県高等学校体育連盟の（ 共催 ・ 後援 ）名義使用許可を得たいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称
- 2 趣旨
- 3 主催（共催）
- 4 主管
- 5 後援
- 6 協賛等
- 7 事務担当者連絡先
住 所
(所属部課等名)
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス
- 8 収支予算書（別紙）

(記載例)

収支予算書

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 収入の部

費目	内訳	金額（円）
前期繰越金		〇〇〇〇〇〇
自己資金		〇〇〇〇
参加費	〇〇円×〇〇人	〇〇〇
協賛金等	〇〇協会 〇〇〇円 ××会社 ×××円	〇〇〇〇
〇〇補助金		〇〇〇〇
雑収入		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

2. 支出の部

費目	内訳	金額（円）
会議費	〇〇〇〇×〇会場	〇〇〇〇
講師謝礼	〇〇〇〇×〇人	〇〇〇〇
交通費	〇〇〇〇	〇〇〇〇
印刷費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
通信運搬費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇費	〇〇〇×〇〇	〇〇〇〇〇
次期繰越金		〇〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

- ・ 不足が生じた場合には、主催者等が負担するものとする。

(留意点)

- ・ 収入合計と支出合計は原則一致させること。
- ・ 収支予算書の内訳欄の記載は、他の申請書類等に記載の内容と合致していること。

(参考様式)

初回申請時補足資料

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 名義等の使用を申請するに至った経緯及び理由
2. 当該行事等が、高等学校体育・スポーツの発展に寄与することの具体的な理由
3. 当該行事等の過去3回の実績

(別紙様式2)

文書番号

年 月 日

栃木県高等学校体育連盟会長 殿

主催者等名

代表者職名・氏名

栃木県高等学校体育連盟名義等使用に係る事業実施報告書の提出について

年 月 日付け栃高体連第 号で許可された名義使用について、このたび当該許可に係る行事が無事終了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 名称及び主催者
- 2 開催日及び会場
- 3 規模（チーム数・参加者数等）
- 4 添付書類（大会結果・決算書）

(記載例)

収 支 決 算 書

○行事等の名称：

○主催者等名：

1. 収入の部

費目	内訳	金額（円）
前期繰越金		〇〇〇〇
自己資金		〇〇〇〇〇
参加費		〇〇〇〇
協賛金等	〇〇協会 〇〇〇円 ××会社 ×××円	〇〇〇〇
〇〇補助金		〇〇〇〇
雑収入		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇

2. 支出の部

費目	内訳	金額（円）
会場費	〇〇×〇〇会場	〇〇〇〇
講師謝礼	〇〇×〇〇人	〇〇〇〇
交通費		〇〇〇〇
広告費		〇〇〇〇
〇〇〇費		〇〇〇〇〇
雑費		〇〇〇〇
次期繰越金		〇〇〇〇
合計		〇〇〇〇〇〇

(留意点)

- ・収入合計と支出合計は原則一致させること。
- ・収支に過不足が生じている場合は、その原因及び対処方針を明記すること。

11 その他の内規

I 常任理事の選出について

- 1 個人種目 (13) 3名選出
陸上競技・水泳・体操・スキー・スケート・ダンス・登山・ウエイトリフティング・
自転車競技・アーチェリー・ボート・カヌー・ライフル射撃
- 2 球技種目 (12) 3名選出
軟式野球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・ソフトテニス・卓球・ハンド
ボール・ソフトボール・ラグビーフットボール・バドミントン・テニス・ホッケー
- 3 武道種目 (10) 2名選出
相撲・柔道・剣道・弓道・ボクシング・レスリング・フェンシング・空手道・なぎなた
・少林寺拳法
- 4 定通部 1名選出
- 5 支部 (3) 1名選出 北部 中部 南部より
- 6 学識経験者 1名選出
県教育委員会スポーツ振興課より

以上 11名と会長・副会長・理事長・副理事長の構成で組織し、議長は会長とする。

II 調査研究委員の選出について

- 1 支部 (3) 6名選出 北部 (2名)・中部 (2名)・南部 (2名)
- 2 専門部代表 5名選出
 - ア 個人種目 (13) 2名選出
陸上競技・水泳・体操・スキー・スケート・ダンス・登山・ウエイトリフティング・
自転車競技・アーチェリー・ボート・カヌー・ライフル射撃
 - イ 球技種目 (12) 2名選出
軟式野球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・ソフトテニス・卓球・ハン
ドボール・ソフトボール・ラグビーフットボール・バドミントン・テニス・ホッケー
 - ウ 武道種目 (10) 1名選出
相撲・柔道・剣道・弓道・ボクシング・レスリング・フェンシング・空手道・なぎな
た・少林寺拳法
- 3 学識経験者 2名選出
県教育委員会スポーツ振興課・高教研保健体育部会より各1名

以上 13名と会長・担当副会長(1名)・理事長・副理事長の構成で組織する。

III 傷害見舞金審査委員の選出について

- 1 審査委員長 会長
- 2 審査委員 10名
 - ア 高体連副会長より 2名選出
 - イ 高体連常任理事より 3名選出 個人種目・球技種目・武道種目より各1名選出
 - ウ 校長会より 1名選出
 - エ 学識経験者 1名選出 県教育委員会スポーツ振興課
 - オ 理事長 1名
 - カ 副理事長 2名選出

以上 11名で構成し、議長は審査委員長とする。

IV 特別賞表彰委員の選出について

1 委員長 会長

2 委員 8名

ア 高体連副会長より 1名選出

イ 高体連理事より 4名選出 個人種目・球技種目・武道種目・支部代表より
各1名選出

ウ 理事長 1名

エ 副理事長 2名選出

以上 9名で構成し、議長は委員長とする。

平成25年4月1日 一部改正

12 公益財団法人野澤一郎育英会 スポーツ振興援助規程

(通 則)

第1条 公益財団法人野澤一郎育英会（以下「本会」という。）の事業のうち、県内高等学校における体育の振興に関する援助については、本会定款第3条及び第4条2項に基づき、その実施の要領についてこの規程を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本会定款の目的及び事業の趣旨に則り、本県高等学校スポーツの振興に寄与することをもって目的とする。

(援助の種別及び対象)

第3条 本会の援助事業及びその対象は次のとおりとする。

(1) 褒 賞

＊栃木県優秀選手(栃木県高等学校体育連盟において優秀選手に選ばれた者)

全国高等学校総合体育大会(以下「全国大会」という。)等入賞者に対する褒賞

(2) その他栃木県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の要請推薦があり本会役員会において適当と認めたもの。

(援助の決定)

第4条 被表彰者については予め、高体連から推薦されたものを、本会選考委員会において審議の上決定する。

(決定通知)

第5条 被表彰者については高体連を経由して本人に通知する。

(援助の金額等)

第6条 援助の金額については次によるものとする。

(1) 褒賞費

栃木県優秀選手並びに全国大会入賞者(3位まで) に対し、野澤一郎スポーツ賞メダル及び奨励金を贈呈する。金額については、個人または団体の別を考慮のうえ、本会役員会において審議のうえ決定する。

(その他)

第7条 その他本県スポーツ振興上必要と認められる援助事項については、本会役員会においてその都度決定する。

附 則 1. この規程は、公益財団法人の登記を行った日から施行する。
2. この規程は、平成24年10月18日から施行する。

13 専門部新規加盟の条件

平成15年12月4日

1 「新規加盟」の条件について

以下の①～⑥の条件を考慮し、総合的に判断する。

- ① 上部団体組織があること。（協会・連盟等）
- ② 高等学校教育活動の一環としての部活動として適当であり、普及の可能性があること。（県内の3校以上の高校において部活動として活動していること。）
- ③ 専門部役員や事務局設置等、組織体制が整備されていること。
- ④ 栃木県高等学校体育連盟が共催・後援する大会開催実績があること。
- ⑤ 全国・関東大会等で本県選手が活躍している実績があること。
- ⑥ 営利的、政治的、宗教的な活動でないこと。

2 加盟までの手続きについて

- ① 加盟申請書提出（～11月）
上記①～⑥を裏付ける書類を添付する。
- ② 常任理事会での審議（12月）
- ③ 専門部長・支部長・理事合同会議での審議・承認（12月）
- ④ 評議員会での審議・承認（4月）

14 地域支部・定通部規約

南部支部規約

第1章 総則

- 第1条 本支部は、栃木県高等学校体育連盟南部支部という。
- 第2条 本支部の事務局は、支部長の勤務する学校内におく。
- 第3条 本支部は、小山市・栃木市・佐野市・足利市・下都賀郡の高等学校及び小山高専をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本支部は、支部内の高等学校の振興をはかり、心身共に健全なる生徒の育成に努めることを目的とする。
- 第5条 本支部は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 各種大会・講習会・研修・研究会等の開催
 2. 本部との連絡並びに本部の各事業への参加
- 第6条 本支部に下記の機関をおく。
1. 総会
 2. 委員会
 3. 専門部会
- 第7条 総会は毎年1回4月中に開き、委員及び各校代表1名をもって下記の事項を協議決定する。
1. 前年度事業及び決算報告
 2. 本年度事業計画及び予算
 3. 役員の選出
 4. その他重要事項
- 第8条 委員会は、必要に応じて支部長が召集し任務は次のとおりとする。

総会の決議事項の実施及び緊急事項の審議並びに総会に提出する議案等の作成。

- 第9条 部会は、必要に応じ部長が召集する。
本支部の部は下記のとおりとする。

1. 陸上競技
 2. 軟式野球
 3. バスケットボール
 4. バレーボール
 5. サッカー
 6. ハンドボール
 7. ラグビーフットボール
 8. ソフトボール
 9. バドミントン
 10. ソフトテニス
 11. 卓球
 12. 体操
 13. 柔道
 14. 剣道
 15. ウエイトリフティング
 16. ダンス
 17. レスリング
 18. ボクシング
 19. 弓道
 20. テニス
 21. フェンシング
 22. 相撲
 23. 水泳
 24. なぎなた
 25. 山岳
 26. スキー
 27. スケート
 28. ボート
 29. カヌー
- 部会は当該種目の大会・講習会・研修・研究会等の企画運営に当たる。

第3章 役員

- 第10条 本支部に、下記の委員をおく。

支部長1名 副支部長若干名 理事2名 監事2名 幹事若干名

- 第11条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 支部長は総会において推薦する。
2. 副支部長は支部長が委嘱する。
3. 理事は支部長が委嘱する。
4. 監事・幹事は支部長が委嘱する。
5. 部長は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
6. 委員は支部役員・各部長とする。

- 第12条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 第13条 役員の任務は次のとおりとする。

支部長は本支部を代表し、職務を総理し委員会の議長となる。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれを代理する。

幹事は本支部の庶務会計を司る。

第4章 会計

- 第14条 本支部の経費は加盟金・参加料・寄付金・その他の収入をもって当てる。

- 第15条 本支部の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 附則

- 第16条 規約の改正は総会の決議による

- 第17条 この規約は平成18年4月1日より実施する。

- 第18条 この規約は平成23年4月1日一部改正する。

- 第19条 この規約は平成26年4月24日一部訂正する。

中部支部規約

第1章 総則

- 第1条 本支部は栃木県高等学校体育連盟中部支部という。
- 第2条 本支部の事務所は支部長の勤務する学校内におく。
- 第3条 本支部は宇都宮市・鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・芳賀郡・河内郡内の高等学校をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本支部は本支部内の高等学校の体育の振興をはかり、心身共に健全なる生徒の育成につとめることを目的とする。
- 第5条 本支部は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 体育大会・講習会・研究会等の開催
- 2 本部との連絡並びに本部の各事業への参加

第6条 本支部に下の機関をおく。

- 1 委員会
- 2 常任委員会
- 3 部会

第7条 委員会は毎年1回4月中に開き下の事項を協議決定する。

- 1 会務報告
- 2 前年度決算及び本年度予算
- 3 役員の選出
- 4 その他重要事項

支部長が必要と認めた場合及び常任委員会又は委員会より要求があった場合には臨時委員会を開くことができる。

第8条 常任委員会は必要に応じて支部長が召集し任務は次の通りとする。

- ・ 委員会の決議事項の実施及び緊急事項の審議並びに実施委員会に提出する議案等の作成。

第9条 部会が必要に応じて部長が召集する。

本支部の部は下の通りとする。

陸上競技部、軟式野球部、バスケットボール部、バレーボール部、サッカー部、卓球部、ラグビー部、ソフトテニス部、体操部、水泳部、ハンドボール部、ソフトボール部、スキー部、スケート部、柔道部、ダンス部、剣道部、バドミントン部、弓道部、ボクシング部、レスリング部、テニス部、ホッケー部、フェンシング部、定通部

部会は当該種目の大会・講習会・研修会等の企画運営にあたる。

第3章 役員

第10条 本支部に下の役員をおく。

- ・ 支部長 1名、副支部長 若干名、委員（内、常任委員 若干名）、定通部代表 1名、部長 若干名、部員 各5名以内、監査2名、幹事 若干名

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

- ・ 支部長は委員会において推薦する。
- ・ 副支部長は委員会において推薦した者を支部長が委嘱する。
- ・ 委員は各校並びに各部より推薦された者及び委員会において推薦され、支部長が委嘱したものとする。但しその数は各校及び各部はそれぞれ1名推薦、支部長が委嘱による5名以内とする。
- ・ 常任委員は委員の互選による。
- ・ 代表委員は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
- ・ 委員は部会において推薦された者を支部長が委嘱する。
- ・ 監査・幹事は委員会において推薦された者を支部長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2年とし重任をさまたげない。

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- ・ 支部長は本支部を代表し、職務を総理し、委員会（常

任委員会を含む）の議長となる。

- ・ 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代理する。
- ・ 幹事は本支部の庶務会計を司る。

第4章 会計

第14条 本支部の経費は会費・参加料・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第15条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第16条 規約の改正は委員会の決議による。

第17条 この規約は平成9年4月21日より実施する。

北部支部規約

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、栃木県高等学校体育連盟北部支部（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、支部内の高等学校の体育の振興を図り、心身共に健全なる生徒の育成に努めることを目的とする。

（事業）

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部大会・講習会・研修会等の開催
- (2) 栃木県高等学校体育連盟との連絡並びに各事業への参加

第2章 組織

（構成）

第4条 本会は、矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・大田原市・那須郡・塩谷郡に所在する、次の高等学校をもって組織する。

烏山高等学校・馬頭高等学校・大田原高等学校・大田原女子高等学校・大田原東高等学校・黒羽高等学校・那須拓陽高等学校・那須清峰高等学校・那須高等学校・黒磯高等学校・黒磯南高等学校・矢板高等学校・矢板東高等学校（全日制・定時制）・矢板中央高等学校・高根沢高等学校・さくら清修高等学校・科技校TBC大田原・日々輝学園高等学校・幸福の科学学園高等学校

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 18名
- (3) 専門委員長 18名（各競技1名）

- (4) 各校代表 20 名（各校 1 名）
- (5) 理事 2 名（当番校および次期当番校各 1 名）
- (6) 監事 2 名（次期当番校およびその次の当番校各 1 名）
- (7) 幹事 若干名

（役員等の選出）

第 6 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 当番校の校長は、支部長とする。
- (2) 当番校以外の校長及び当番校の教頭は副支部長とする。
- (3) 専門委員長は、各専門部において推薦されたものとする。
- (4) 理事は、当番校および次期当番校とする。
- (5) 監事は、次期当番校およびその次の当番校とする。
- (6) 幹事は、当番校とする。

（役員任期）

第 7 条 役員任期は 2 年とし、再任を防げない。

（役員任務）

第 8 条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は本会を代表し、職務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、職務を代行する。
- (3) 専門委員長は各競技を統括し運営する。
- (4) 各校代表は本会との連絡を遂行する。
- (5) 理事は県高等学校体育連盟との連携を図り、次期当番校理事は総会の議事を進行する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。
- (7) 幹事は本会の庶務を司る。

（事務局）

第 9 条 本会の事務局は、支部長の勤務する学校内におく。

2 事務局に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

第 3 章 会議

（会議）

第 10 条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 専門部会

（総会）

第 11 条 総会は年度当初に開催し、次の事項を協議決定する。

- (1) 前年度事業及び決算報告
 - (2) 本年度事業計画及び予算
 - (3) 役員選出
 - (4) その他必要と認める事項
- なお、支部長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することが出来る。

（専門部会）

第 12 条 専門部会は必要に応じて専門委員長が召集し、任務は次のとおりとする。

- (1) 各競技の大会開催・運営
- (2) 講習会・研修会等の企画運営

(3) 専門部は次の競技をもって構成する。

陸上競技・体操競技・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・テニス・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・剣道・レスリング・弓道・登山・ダンス

第 4 章 専決処分

（専決処分）

第 13 条 支部長は総会を招集するいとまがない場合は、その議決すべき事項についてこれを専決処分することができる。

2 支部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第 5 章 会計

（経費）

第 14 条 本会の経費は、加盟金・参加料・寄付金・その他収入をもって充てる。但し、大会参加料については県高体連規約の 50% の 1,000 円とする。（年 2 回）

（会計年度）

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

- 1 規約の改正は総会の決議による。
 - 2 この規定は平成 7 年 4 月 1 日より実施する。
 - 3 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、支部長が別に定める。
 - 4 事務局担当校は別紙のとおりとする。
 - 5 この規約は、平成 8 年 4 月 23 日に一部改正する。
 - 6 この規約は、平成 9 年 4 月 22 日に一部改正する。
 - 7 この規約は、平成 14 年 4 月 20 日に一部改正する。
 - 8 この規約は、平成 16 年 4 月 20 日に一部改正する。
 - 9 この規約は、平成 20 年 4 月 28 日に一部改正する。
 - 10 この規約は、平成 22 年 4 月 15 日に一部改正する。
 - 11 この規約は、平成 24 年 4 月 16 日に一部改正する。
- （大会参加料が 500 円から 1,000 円に増加）
- 12 この規約は、平成 29 年 4 月 17 日に一部改正する。

定通部規約

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、栃木県高等学校体育連盟（以下「栃高体連」という。）規約第 6 条の規定に基づき、栃高体連定通部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名 称）

第 2 条 本部は栃高体連定通部と称する。

（事務所）

第 3 条 本部の事務所は、本部委員長の所属校に置くこ

を原則とする。

(目的)

第4条 本部は、栃木県内における高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 高等学校定時制通信制生徒を対象とする諸大会の催に関すること。
- 2 関係機関・団体との連携に関すること。
- 3 その他、本部の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本部は、栃高体連に加盟する高等学校定時制通信制の生徒及び教職員をもって組織する。

- 2 本部は、事業遂行のため次の種目専門部をおく。
・陸上競技部 ・バレーボール部 ・バスケットボール部
・ソフトテニス部 ・バドミントン部 ・卓球部
・軟式野球部 ・柔道部 ・剣道部 ・サッカー部

(役 員)

第7条 本部に、栃高体連規約第7条の規定に準じて、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 部長 | 1名 |
| 2 委員長 | 1名 |
| 3 副委員長 | 1名 |
| 4 種目専門部長 | 各競技 1名 |
| 5 種目専門委員長 | 各競技 1名 |
| 6 種目専門委員 | 各競技 若干名 |
| 7 委 員 | 各加盟校 1名 |

(役員の選出及び委嘱)

第8条 本部の役員の選出及び委嘱は、栃高体連規約第7条の規定に準じて行う。

- 1 部長は、栃高体連加盟学校の校長（栃高体連評議員）の中から委員の推薦により栃高体連会長が委嘱する。
- 2 委員長は委員の推薦によって部長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 4 種目専門部長は、加盟学校の校長の中から、委員の推薦によって部長が委嘱する。
- 5 種目専門委員長は、委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 6 種目専門委員は、委員の推薦によって部長が委嘱する。但し役職の重任を妨げない。
- 7 委員は各加盟学校から選出された委員をもってこれにあたる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 部長は、本部を代表し、部務を統括する。
- 2 委員長は、部務を執行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 委員は、本部の円滑な運営を図るため、部務を遂行する。

(役員の任期及び改選期)

第10条 役員の任期は、2ケ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 本部の役員の改選期は、栃高体連の改選期と同一とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、必要に応じて部長が召集し、必要な事項を審議し、決定する。

第4章 部長の専決処分

(部長の専決処分)

第12条 部長は、会議を召集するいとまがないとき又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 部長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 本部は、事務処理のための事務局を置くことができる。

- 2 事務局に関し必要な事項は、本部が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 本部の経費は、補助金、栃高体連定通部費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 会計に関し必要な事項は、本部が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第16条 本部の規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。
平成25年3月15日 一部改正